

論壇



山口 恒光

経済協力開発機構(OECD)において、新たな廃棄物政策である「拡大生産者責任(EPR)」の論議が最終局面を迎えている。回収からリサイクルまで、ごみ処理の責任をほぼ全面的に生産者に負わせる考え方で、年内にも加盟国に解説書を出す段階まで来た。日本の廃棄物政策にも大きな影響を与える可能性が高いが、内容が正確に紹介されておらず、議論も深まっていない。

OECDの新廃棄物政策に注目を

これに対し、EPRは原則として回収・処理責任を自治体から主に製品の最終生産者に移転し、一定のリサイクル率を義務づけるものだ。生産者は、リサイクルが難しい商品の価格を引き上げるを得ないため、リサイクルしやすい商品の生産に力を注ぐようになる。ごみの減量や処理費用を安くすることも期待で

き、循環型社会の構築に役立つ。ごみ処理の有料化など従来の廃棄物政策がいずれも自治体による処理を前提としてきたのに対し、責任を官から民に移転するEPRはまさに画期的な政策手法として評価できる。

EPRの先駆けとなったのは、一九九一年に制定されたドイツの包装廃棄物法で、ごみの減量に効果を

挙げた。この考えと制度は欧州を中心に広まり、わが国にも影響している。九七年四月に施行された容器包装リサイクル法と二〇〇一年施行予定の家電リサイクル法は、生産者にリサイクル責任を課す点で、この流れを受け継いだものである。

EPRについてのOECDの議論は、この「生産者責任」を廃棄物政

策の基本原則として定着させようとするものだ。しかし、現在のEPR論議にはいくつかの混乱があり、生産者がいつでも汚染者であるとの誤解が広がりがかねない。

主張・解説

第一は責任の主体である。OECDは、責任を最終生産者に移転するのがベストとしている。しかし、EPRの精神は本来、ごみの抑制に最も効果を発揮する当事者に責任を移すことで、効率的に環境改善を図るものである。その当事者は素材供給者、最終生産者、流通業者、場合によっては消費者かも知れない。国により商品により、さらには流通の状況により異なるはずである。

第二は「汚染者負担の原則(PPP)」と、廃棄物処理責任を生産者に負わせるEPRの関係である。OECDは、PPPによって生産者が責任を負うべきだとしている。PPPとは「汚染者」に汚染防止費用を負担させるという、OECDが一九七二年に打ち出した原則である。しかし、商品を使用し、不用になつてから廃棄する消費者もまた、汚染者になる。生産者だけを汚染者とし、PPPの原則で責任を移転するとう主張は明らかに混乱している。

第三は住民税の問題である。廃棄物処理が民営化されても、それまで自治体が処理費用に充てていた住民税部分を引き下げる限り、社会全体としてはコスト増となる。住民税の引き下げが事実上困難な状況で、EPR導入が果たして社会的に合理的かどうかの検討も必要である。

このほかにも、実施形態としてOECDの主張する立法化が最善か、政府・産業界の協定などの方法が良いかなど検討すべき点が多い。

OECDはこれまでも、わが国の環境政策に影響を与えてきた。九七年四月施行の大気汚染に関する規制強化や、立法化が進められている化学物質に関する「汚染物質排出移動登録制度(PTR)」がそれである。EPRも同様に、日本の将来の廃棄物政策に大きく影響しそうだ。

EPRが、廃棄物の発生を抑えるのに極めて有益な政策であることは疑う余地がない。しかし、個々の商品の特性や流通の実態にかかわらずに生産者を一律に汚染者とみなして責任を負わせることは、事実上責任のみならず、効率的な環境保全の面でも最適な結果は得られない。こうした問題をOECDの議論に反映させることも、それが廃棄物の処理費用を払うべきかについても、早急な国民的議論の盛り上がり

を期待したい。

慶応義塾大学教授・
環境経済学II投稿